

京都市告示第 511 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 17 年 4 月 4 日付けで認可した南巽町自治会について，地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 29 年 1 月 17 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

平成 26 年 4 月 5 日から 平成 27 年 4 月 17 日まで	京都市西京区桂南巽町 83 番地 1
平成 27 年 4 月 18 日から 平成 28 年 4 月 15 日まで	京都市西京区桂南巽町 102 番地
平成 28 年 4 月 16 日から	京都市西京区桂南巽町 54 番地 2

2 代表者の氏名

平成 26 年 4 月 5 日から 平成 27 年 4 月 17 日まで	森 吉也
平成 27 年 4 月 18 日から 平成 28 年 4 月 15 日まで	星野 昭謙
平成 28 年 4 月 16 日から	西川 元雅

3 代表者の住所

平成 26 年 4 月 5 日から 平成 27 年 4 月 17 日まで	京都市西京区桂南巽町 83 番地 1
平成 27 年 4 月 18 日から 平成 28 年 4 月 15 日まで	京都市西京区桂南巽町 102 番地
平成 28 年 4 月 16 日から	京都市西京区桂南巽町 54 番地 2

(文化市民局地域自治推進室)